

別紙

1 審査会の結論

本件審査請求は、却下すべきである。

2 審査請求の趣旨等

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が平成20年1月10日付けで宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号。以下「条例」という）に基づき行った「県立の各病院における平成18年度のインフルエンザワクチンの購入数量及び購入単価が判明する文書（納品書・見積書・請求書など）」の請求に対し、宮崎県病院事業管理者（以下「実施機関」という）が平成20年1月28日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という）の取り消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のように要約される。

ア 法人の印影部分を不開示にしたことについて（その1）

本件決定では、不開示部分を「金融機関、口座番号等」と特定したのみであり、印影部分を不開示とする旨は記載されていない。実施機関は「等」の文言に印影も含まれると解釈しているようであるが、「等」の記載では特定不十分である。

以上のとおり、本件で印影部分を不開示部分とする決定はなされていないので、開示決定部分を違法に不開示決定したものであるから、速やかに取り消されるべきものである。

イ 法人の印影部分を不開示にしたことについて（その2）

条例第7条第3号（法人等に関する情報）の定めは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）第5条第2号の解釈と同様になされるべきであり、不開示情報に当たるといえるためには、法人の権利や利益を害されることの単なる可能性があるというだけでは足りず、利益を害されることの蓋然性が高いことが要求される。

社印や副印は、当該文書が会社の作成した真正のものであることを示す意味があるが、本物かどうか照合する手段も持たないことから認証機能も弱く、取引の相手方なら誰でも開示するのが普通である。このため、書面の真正さを判断するに当たっては、社印や副印らしき印影があることのほか、それまでの担当者のやりとり等の経過等も併せてみていくのが普通であると考えられる。従って、そのような印影を手に入れて、それをもとに偽造して使用するといった可能性はそれほど高くないものと認めるのが相当である。

本件で問題とされる印影は、社印・副印のいずれか又はその組み合わせによる印影と解される。そうすると、会社の取引相手であれば広く開示しているという管理の実態や、印影が取引相手以外の第三者の手に入ることによって偽造されるおそれはそれほど高くない（蓋然性が高いとまではいえない）こと等を考えると、これを開示しても事業者の正当な利益が損なわれるおそれが客観的に認められるということとはできない。

以上のとおり、印影部分は条例第7条第3号所定の不開示情報に当たらないため、印影部分を不開示にしたことは違法であるから速やかに取り消されるべきである。

ウ 口座振替依頼の金融機関名、預金種類、口座番号、口座名義（以下「金融機関名等」）を不開示としたことについて

イと同様に条例第7条第3号（法人等に関する情報）に定める不開示情報に当たるといえるためには、法人の正当な権利利益を害されることの蓋然性が高いことが要求されるが、法人は、自己名義の金融機関の預貯金口座について秘匿しておらず、現に領収書・封筒・名刺・インターネットなどに金融機関名等を明記しているものも非常に多い。

また、金融機関名等が判明すると、どのような不利益が生ずるのか判然とせず、差し押さえや押し貸しなどの被害に遭うことは全く想定できない。現実に領収書等に金融機関名等を明記している場合で、それを理由として法人に具体的な支障が生じているという社会的な事実が存在しない。

さらに、手形・小切手取引が前提となっている当座預金については、手形・小切手は転々流通することが予定されており、金融機関名・店舗名・口座の種類については、万人に開示することを予め承諾している性質を持つ。このため、情報公開で開示されると具体的な支障が生ずる蓋然性があるというのは奇異というほかない。

以上のとおり、金融機関名等は条例第7条第3号所定の不開示情報に

当たらないため、金融機関名等を不開示にしたことは違法であるから速やかに取り消されるべきである。

3 審査請求に対する実施機関の対応について

実施機関は、本件審査請求を受け、本件決定で不開示にした部分について、再度開示・不開示を検討した結果、次の理由により平成20年5月16日付けで、本件決定を全部開示決定に変更している。

- (1) 当該請求文書における営業部長等の印影は、宮崎県情報公開条例第7条3号の不開示情報に該当しない。
- (2) 当該請求文書における口座振替依頼の金融機関名・預金種類・口座番号は、宮崎県情報公開条例第7条3号の不開示情報に該当しない。

4 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年 4月 4日	諮問を受けた。
平成20年 6月 30日	諮問の審議を行った。

5 審査会の判断理由

(1) 審査請求の利益について

審査請求人が本件開示請求をし、本件決定がなされたことについては、条例に基づく開示を求める権利または利益を侵害されたこととなり、審査請求を提起した平成20年3月24日時点では、審査請求人には、本件決定の取消しを求める法律上の利益があったといえる。

しかし、その後、実施機関は本件決定を変更し、審査請求人に対し、平成20年5月16日付けで公文書開示決定を行ったことにより、審査請求人が取消しを求める決定は取消され、本件対象公文書について改めて全部開示決定がなされたのであるから、この時点で本件決定の取消しを求める審査請求の利益はなくなったものと認められる。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、審査請求に対する決定は、却下すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。